

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県北部男女共同参画センター	設置年	平成 14 年
所在地	秋田県大館市字馬喰町48-1		
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県北エヌピーオー支援センター		
県所管課	次世代・女性活躍支援 課	女性活躍・両立支援 チーム	

1 施設の概要

設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	第5次秋田県男女共同参画推進計画の推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化「男女共同参画センターにおける取組の連携強化」 位置づけ: 男女共同参画に関する情報や研修機会の提供とともに、活動団体相互の交流やその活動の支援を実施するなど、地域に密着した男女共同参画を推進するための拠点。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	・男女共同参画に関する情報や研修機会の提供、団体の活動支援 ・地域における女性活躍や両立支援の意識醸成 ・地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化					
施設の面積	建築面積368.05㎡					
主な設置施設	研修室、団体・グループ活動室、交流サロン、託児室、ワーキングルーム、情報交流スペース					
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）				
	料金設定	別紙のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日				
	営業期間・時間	平日: 午前9時から午後6時 土日: 午前9時から午後5時 休館日: 木曜日、祝日、12月29日から1月3日				
	1.使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 2.施設及び設備の維持管理に関する業務 3.男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務 4.男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務 5.その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務					
自主事業の内容	乳がんサロン「ピンクリボン結びの会」をセンターで開催(偶数月第3土曜日) デートDV予防のために高校への講師派遣 男女共同参画副読本を活用する小・中学校へ講師派遣 市町村が主催する事業への協力 あきたF・F推進員への情報提供、講師資料作成サポート					
直近3年の年間利用者数	R3	14,734 人	R4	17,172 人	R5	18,314 人
直近3年の年間利用収入	R3	121 千円	R4	134 千円	R5	140 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入 計		10,269	10,460	10,439	10,499	10,455
利用料金収入						
指定管理料		10,269	10,460	10,439	10,439	10,439
その他収入					60	16
支出 計		10,269	10,460	10,439	10,499	10,455
人件費		6,999	7,443	6,943	7,168	7,201
光熱水費		1,131	986	1,290	1,199	1,163
修繕費		43	18	25	11	1
外部委託費		238	222	251	245	240
その他経費		1,858	1,791	1,930	1,876	1,850
差 引		0	0	0	0	0

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度 の目標	利用者数 19,000人
--------------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	実績	18,314	達成率	96.4%	
	具体的な 取組と その効果	若い世代の団体や新たな団体の利用を促進するため、SNSやロコミ等での情報発信に努めた結果、新たに7団体が登録し、定期的な活動に繋がっている。また、新型コロナウイルスが5類感染症に移行したこともあり、自治会や地域団体が資料作成や打ち合せ等で利用するなど、利用者数が増加傾向にある。			
直近3年 の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	16,640	19,000	19,000	
	実績	12,814	14,734	17,172	
	達成率	77.0%	77.5%	90.4%	
令和6年度 の目標 (設定根拠)	目標	19,000人			
	設定根拠	コロナ禍で活動していなかった団体も徐々に活動を活発化させており、利用者数は増加傾向にあることから、引き続き、利用者のニーズに合わせ使いやすいセンターの運営に取り組むほか、新たに活動を始めたいと考えている人にもセンターを選んでもらえるよう、声掛けや周知に力を入れ、利用者数19,000人の達成を目指す。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

＜観点Ⅰ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	目標達成には至らなかったが、昨年度に比べ、利用者が約1,000人増加した。引き続き、男女共同参画社会を推進する県北地区の拠点施設として、情報発信や啓発活動を行い、安心して足を運べるようなセンター運営を心掛けていく。
	県 (所管課)	B	目標を達成することはできなかったものの、利用者数は回復傾向にあり、取組の成果が現れていると評価できる。引き続き、関係団体等とも連携して周知を図るなど、目標の達成に向けて取り組んでもらいたい。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。
A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)
B: A及びC以外
C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	93.5%		
	具体的な 取組と その効果	あいさつや声かけなど、日頃から利用者と積極的にコミュニケーションをすることで、意見や要望を伝えやすい雰囲気づくりを心掛けている。そのため、利用者からの信頼を得て、相談等（デジタル機器の簡単な操作補助や団体紹介など）に対してもスピード感を持って対応することができており、満足度の高さに繋がっていると考え。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	89.2%	92.3%	90.9%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	駐車場の距離についての要望は依然としてあるものの、概ね満足いただいているものと受け止めている。今後もより多くの方々に安心してご利用いただけるよう、利用者の立場に立った適正な運営を心がけていきたい。
	県 (所管課)	A	誰もが気軽に利用しやすい雰囲気づくりに努めているほか、利用者のニーズを汲み取って運営しており、満足度も高い水準を維持している。引き続き、利用者が安心して利用できるセンターの運営を行い、満足度の向上に取り組んでもらいたい。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: 満足度80%以上 B: A及びC以外 C: 満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	燃料費高騰の影響が大きいと、早い段階から節約を心掛け、光熱費は前年比で約6%減少した。また、郵送料も節約し、切手・メール便にかかる費用は前年比で約30%減少した。
	具体的な 取組と その効果	10あたりの灯油代を定期的に確認し、エアコンとファンヒーターを使い分けることで、燃料の節約に努めた。また、郵送料に関しては、ペーパーレス化を進めたほか、来館した際に手渡しするなど、工夫するようにした。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

<観点Ⅲ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	職員間で経費削減の意識を共有し、日常的に燃料の節約などを心掛けたことで、光熱費は前年比で約6%減少し、支出総額は前年比で約0.4%減少した。
	県 (所管課)	B	原油価格高騰の影響がある中で光熱費を削減したほか、ペーパーレス化により消耗品費やコピー費の削減にも努めており、効率的に運営することができたと評価できる。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	●人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービス提供に支障は生じていない。 ●職員の資質向上 定期的に男女共同参画に関連する講座・研修に参加し、資質向上を図っている。 ●地域や関係団体等との連携 学習・研修機会の提供に関して、令和5年度は自治会等の地域組織やあきたF・F推進員等の関係機関との連携に力を入れた。県北各地で事業を行うことで、県民に広くセンター事業を周知することができ、センターの周知及び講座・研修等への参加を促すことができた。 ●安全対策 施設の備品の管理等を徹底し、安心・安全に利用できるセンター運営を心掛けた。 ●危機管理等 危機管理対応マニュアル及び緊急時連絡体制を整備している。
--------------	---

<観点Ⅳ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告に記載のとおり、指定管理業務は適正に行っており、コロナ禍で減少した利用者数も順調に推移している。引き続き、センターの利用を促進し、男女共同参画推進に資する団体の活動を支援していく。また、県北地域の市町村やあきたF・F推進員とも連携を強化し、地域に根差した運営を行っていく。
	県 (所管課)	A	男女共同参画センターの職員として適切な人員を配置するとともに、地域や関係団体と連携して事業を行い、円滑に業務を遂行している。また、危機管理等も対策がされており、利用者が安全に利用することができるよう管理されている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
・地域に密着した男女共同参画を推進する拠点として、性別に関係なく県民を対象とした男女共同参画に関する講座や研修を適切に開催しており、地域における女性活躍や両立支援の意識醸成に取り組んでいる。 ・地域住民をはじめ、あきたF・F推進員や各種団体、市町村等との連携により地域ネットワークの機能強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた県民の主体的な取組を促進している。
○施設運営の課題
・若年層や企業関係者の利用、講座や研修への参加を促進していく必要がある。 ・令和6年度からは、オンライン配信を活用し、各男女共同参画センターが連携して講座を開催するため、効果的な講座の実施に向けて取り組んでいく必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
・若年層や企業関係者をはじめ、より多くの方々に講座や研修へ参加していただけるよう、あきたF・F推進員や市町村、関係団体との連携を強化し、周知を図っていく。 ・定期的に各男女共同参画センターと情報共有をするとともに、サテライト会場での講座の開催方法や内容を工夫し、参加者にとって充実した講座を実施する。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

別紙 利用料金表

北部・南部男女共同参画センター

使用目的 時間	男女共同参画の推進に関する 活動のための使用である場合	その他の場合
午前9時～正午	390円	1,170円
午後1時～午後5時	520円	1,560円
午前9時～午後5時	910円	2,730円
午後5時以降 1時間につき	110円	310円

中央男女共同参画センター

使用目的 時間	男女共同参画の推進に関する 活動のための使用である場合		その他の場合	
	全区画	1/2区画	全区画	1/2区画
午前9時～正午	2,370円	1,190円	7,140円	3,570円
午後1時～午後5時	3,160円	1,580円	9,520円	4,760円
午前9時～午後5時	5,530円	2,770円	16,660円	8,330円
午後5時以降 1時間につき	790円	400円	2,380円	1,190円